

## 2. 一般社団法人への移行に伴う定款変更および主要規程改訂 について

前1項を背景に、一般社団法人への移行に際し、本会運営の根幹となる定款および主要規程の変更見直し等を行い、以下に示す改訂等を行いました。

これについて、行政庁の移行認可を受けるに際し、訂正等の指示があった場合の処置は理事会に一任することを含め、ご承認をお願いいたします。

### 2.1 定款の変更 変更内容は p.4 ~ p.20 参照

定款変更の主な理由は次の3点（条番号は変更後）です。

(2), (3)項については、公益法人制度改革関連3法に準拠し、政府公益認定等委員会が公開する「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項（平成20年10月10日）」および「移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内」を元に、本会の実情に即して変更見直しを行っています。

(1) 本会独自の内容として、将来の新たな領域への拡大を可能とする対応変更

- a) 第4条（事業）： 学術の焦点に対する実務の焦点への対応のための表現の追加ならびに人材育成の明記。
- b) 第5条（正会員の基準）： 正会員の基準を入会しやすく変更するとともに、従来の準会員は正会員に含むように変更。
- c) 第23条（役員を設置）： 標準化対応を専任する理事を新設するほか、将来の新たな領域への拡大のための理事数の上限枠の拡大。

(2) 新たな公益法人制度のもとで、公益に資する学術団体としてのガバナンスを確保するための対応（変更内容の2割方）

(3) 一般社団法人として関係法令およびガイドライン等に適合するために最低限必要な対応（変更内容の8割方）

### 2.2 主要規程の変更

主要規程変更の主な理由は次の通り（条番号は変更後）です。

#### 2.2.1 一般規則（変更内容は p.21 ~ p.26 を参照）

(1) 定款変更に伴う変更

- a) 準会員に関する規定の削除： 第2条、旧7条、7条
- b) 代表理事・業務執行理事の設置に伴う変更： 第9条、10条、11条
- c) 標準化対応を専任する理事の新設に伴う追加： 第11条10号
- d) 社員総会および理事会の議事録の規定に伴う修正： 第30条

(2) その他

- a) 旧4章： 会誌と出版事業のみを特に規定する必要はないため削除
- b) 第5章： 支部に関する規定を適切な構成となるよう変更

2.2.2 代表会員の選出等に関する規程（変更内容は p.27～p.28 を参照）

（1）定款変更に伴う変更

- a) 代表会員の規定の変更に伴う変更：全般

2.2.3 役員選挙の選出・選定等に関する規程・細則（変更内容は p.29～p.32 を参照）

（1）定款変更に伴う変更

- a) 代表理事・業務執行理事の設置に伴う変更：第 8 条
- b) 標準化対応を専任する理事の新設に伴う変更：細則「理事 D 枠」

2.2.4 役員の報酬・退職金に関する規程（変更内容は p.33 を参照）

（1）定款変更に伴う変更

- a) 規程変更の議決機関の追加：附則

2.2.5 情報公開規程（変更内容は本総会 Web サイト上の資料を参照）

（1）定款変更に伴う変更

- a) 情報公開対象資料の追加変更：別表を含む全般

2.2.6 会計規程（変更内容は本総会 Web サイト上の資料を参照）

（1）新公益法人会計基準に伴う変更：全般

2.2.7 資産管理運用規程（変更内容は本総会 Web サイト上の資料を参照）

（1）会計規程からの分離制定

2.2.8 職務権限規程（変更内容は本総会 Web サイト上の資料を参照）

（1）内部統制への対応のための制定

2.2.9 社員総会・理事会運営に関する覚書（変更内容は本総会 Web サイト上の資料を参照）

（1）定款記載内容の注釈としての覚書の制定